

労務協会通信

協同組合 阪神中小企業労務協会

TEL 06-6482-2481 FAX 06-6482-1028

 URL <http://rokyo.net>

年末調整について

送信枚数 本紙含み 2 枚



平素は当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今年も残すところあとわずかとなり、年末調整の時期が近づいてまいりました。

当協会を通じて年末調整業務をさせて頂いている事業所におかれましては、税務署から年末調整関連の書類が届いている頃かと思われるので、扶養控除等申告書、保険料控除申告書などの準備が出来次第少しずつ整理をおこなって頂いて、年末調整計算業務の際には余裕を持って担当者が各種資料をお預かりできる様、皆様のご協力をお願い致します。ご不明な点は、逐次担当者までご連絡下さい。

なお、本年度からの新たな年末調整に係る改正点を次頁に掲載しています。

☆ 各控除と年末調整に必要な書類

扶養控除 (配偶者控除、 配偶者特別控除)	扶養控除等(異動)申告書 ※配偶者等の扶養家族にアルバイト・パート等の給与所得がある方については、「給与所得の源泉徴収票」等、21年分の所得が確認できる書類(金額の申し出だけでも結構ですが、ご本人から申告された配偶者等の収入額が実際の金額と異なっている場合は是正の対象となりますのでご注意ください)
社会保険料控除	・国民年金保険料控除証明書(必須) ・国民健康保険料等は支払った年間額が分かれば添付書類は不要 (配偶者、扶養者分についても本人が保険料を負担していれば控除の対象にできます)
生命保険料控除	生命保険料控除証明書(各保険会社より送付)
地震保険料控除	地震、旧長期損害保険料控除証明書(各保険会社より送付)
小規模企業等掛金控除	支払証明書
住宅取得等特別控除※	・住宅取得等特別控除申告書(初年度に確定申告をしていれば、2年目以降分はまとめて税務署より送付されます) ・金融機関等が発行した借入金の年末残高等証明書

※今年住宅を取得された方については、確定申告となります。

本年新たに入社された方で前職のある方は、前職分の源泉徴収票(平成21年分給与所得の源泉徴収票)をご用意下さい。

送信枚数 本紙含み 2 枚

昨年と比べて変わった点

①住民税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）が変わります。

平成19年からの税源移譲により、ほとんどの方の所得税(国税)が減り、住民税(地方税)が増える改正が行われました。そして、その影響により、従来は住宅借入金等特別控除(以下、住宅ローン控除といいます)で控除できていたはずの所得税が減り、税金の還付額が少なくなるという不利益が生じたため、所得税から控除額を引ききれなかった場合に、住民税からも控除ができるように特例措置が実施されてきました。

但し、この特例措置を適用するには、年末調整や確定申告とは別に、市区町村に申告書を提出しなければならなかったため事務手続きが複雑でした。

これを解消するため今年の年末調整からは、源泉徴収票に「特別借入金等特別控除可能額」「居住開始年月日」などを記載するようになり、それを基に市区町村が住宅ローン控除額を計算する事とされ、**本人から市区町村への申告は原則不**

(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額 円
居住開始年月日

②住民税の住宅ローン控除の特例の対象範囲が拡大されます。

上記の住民税の住宅ローン控除の特例は、これまで平成11年から平成18年までに入居していた場合に限定されていましたが、景気対策の一環として新たに平成21年から平成25年に入居した場合も対象となります。

よって、平成19年1月1日から平成20年12月31日までに入居した方についてだけ、特例の対象から外れることとなります。

③住宅の省エネ改修工事なども、住宅ローン控除の対象となります。

所得税の住宅ローン控除について、断熱改修工事等または特定断熱改修工事等を含む増改築、いわゆる「省エネ改修工事等」が新たに対象となり(費用の額が30万円を超える場合に限り)、一定の借入金等を有する場合には、通常増改築等に係る住宅ローン控除と、下の表による控除との選択により所得税の控除が受けられるようになりました。

区分	項目	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
①省エネ改修工事等に係る費用		1,000万円	1.0%	5年	12万円
	②うち特定断熱改修工事等に係る費用	200万円	2.0%		

※その他詳細については、国税庁H.Pの「平成21年分 年末調整がよく分かるページ」を参照してください。